

2022年12月期・2023年3月期

IFRSの 第1四半期決算対策

第1章

IAS37号・IAS16号改訂の影響は大きい

今第1四半期から強制適用・
早期適用可能な基準の概要

第2章

無形資産や棚卸資産に関する事項も

IFRS解釈指針委員会の
アジェンダ決定の概要

IFRS適用会社にとって、2022年12月期の第1四半期決算が直前に迫っている。今期に強制適用となるのは既存基準の改訂が中心であるが、なかでも「不利な契約」、「有形固定資産」に関しては大きな影響が生じる可能性があるため、チェックしておく必要がある。その他、今期から早期適用が可能な基準やアジェンダ決定の内容等も含め、今第1四半期決算の留意点について解説していただいた。

3月決算企業にとっては、2022年6月第1四半期に対応するので、3カ月後の参考としていただきたい。